

令和2年7月臨時会 厚生常任委員会記録

令和2年7月29日（水）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和2年7月29日（水）	5 頁
--------------------	-----

令和2年7月臨時会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	7月29日(水)	<p>審査日程の決定</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 40px;">こども育成課審査</p> <p style="padding-left: 80px;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p style="padding-left: 40px;">健康増進課審査</p> <p style="padding-left: 80px;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p style="padding-left: 40px;">文化芸術振興課審査</p> <p style="padding-left: 80px;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p style="padding-left: 40px;">スポーツ振興課審査</p> <p style="padding-left: 80px;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 40px;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

7月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年7月29日付託]

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

[可決]

[令和2年7月29日 委員会議決]

令和2年7月29日（水）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	岩橋 浩一
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課地域福祉係長	久家 嘉男
こども育成課長	林 康司
こども育成課子育て支援係長	脇 友紀子
こども育成課鳥栖いづみ園長	倉成 光子
健康増進課長兼保健センター所長	名和 麻美
健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
文化芸術振興課長	山津 和也
文化芸術振興課参事兼課長補佐	今村 利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長	佐藤 直美
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長	佐藤 道夫
スポーツ振興課スポーツ振興係主査	脇 弘人
スポーツ振興課スポーツ振興係主査	佐藤 義勉

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定

こども育成課審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

健康増進課審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

文化芸術振興課審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

スポーツ振興課審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

5 人

7 その他

なし



こども育成課

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

江副康成委員長

これより、議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の議案審査を行います。

まず、こども育成課関係部分の審査を行います。

執行部の説明求めます。

林康司こども育成課長

おはようございます。

ただいま議題となりました、議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）につきまして、こども育成課分について、健康福祉みらい部関係委員会資料にて御説明申し上げます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金につきましては、認可外保育所における新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るためのマスク、消毒薬等の購入に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

同じく、2行目及び3行目の、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の子育て負担の増加や、収入の減少に対する支援のためのひとり親世帯臨時特別給付金に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金につきましては、保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るためのマスクや消毒薬、感染防止用の備品購

入等に対する県補助金で、補助率は10分の10でございます。

国の新型コロナウイルス感染症対策のための二次補正に伴う事業ではございますが、実施主体が都道府県となっており、県間接補助となっております。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費、節18備品購入費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策のための二次補正に伴う保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策支援として、公立保育所において必要となる空気清浄機等の購入費用でございます。

節19負担金、補助及び交付金の、保育環境改善等事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、消毒薬の必要経費を私立保育所や地域型保育事業所等に補助するものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための国の二次補正に伴うものでございますが、認可外保育事業所につきましては、一部国の一次補正も加味しております。

事業内容の詳細につきましては、令和2年度7月補正予算主要事項説明書にていたします。主要事項説明書の3ページをお願いいたします。

事業名、保育所等感染症対策事業でございます。保育所等感染症対策事業につきましては、保育所、地域型保育事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図り、保育の継続的提供体制を支援するものでございます。

国の新型ウイルス感染症対策における一次補正の子ども・子育て交付金、二次補正の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金を活用し、実施するものでございます。

公立保育所4園で120万円は、国の二次補正の補助金を活用した空気清浄機等の備品購入費でございます。

保育環境改善等事業補助金1,670万円の内訳といたしましては、国の一次補正に係る分で、認可外保育事業所12園の1園当たり50万円で600万円。

二次補正に係る分が、私立保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育事業所の計34園で1,020万円。

児童センター50万円となっております。

国の一次補正分の認可外保育事業所への補助金につきましては、県と協議し、今回、市で計上しております。

認可外保育事業所の補助事業の取組につきましては、従来、県において予算措置をされておりますが、専決の際には計上しておりませんでした。

しかしながら、実際、県は権限移譲を受けている市に関しては、10分の10の補助事業であることから、権限移譲自治体での予算措置を考えていたということでした。

県と協議の結果、市で受けることとし、今回、計上しております。

二次補正の補助金の事業費につきましては、一次補正の各事業所50万円の補助金をまずは消化する中で、それを超える所要額についての追加分となっております。

今回の補正に伴い、各事業所に、今年度末までの新型コロナウイルス感染症対策のための所要額調査を行った結果、超過分を平均1園当たり30万円と見込み、34園で1,020万円となっております。

したがいまして、1園当たり50万円上限となっておりますが、事業費につきましては、お示ししております数字となっております。

続きまして、目5ひとり親世帯臨時特別給付金給付費でございます。

説明につきましては、引き続き主要事項説明書にてさせていただきます。

主要事項説明書の4ページをお願いいたします。

事業名、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業でございます。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の子育て負担の増加や、収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給するものでございます。

支給対象者といたしましては、基本給付の対象として、①令和2年6月分の児童扶養手当の受給者、②公的年金受給のため、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親。そして、③感染症の影響を受けて収入が手当対象と同等水準まで減少した方となっております。

基本給付対象者の給付額といたしましては、1世帯5万円。第2子以降、1人当たり3万円となっております。

追加給付の対象者といたしましては、基本給付対象者のうち、①令和2年6月分児童扶養手当受給者及び②公的年金受給のため、令和2年6月分児童扶養手当の支給を受けていないひとり親で感染症の影響を受けて収入が減少した方に、給付額として1世帯5万円の支給となっております。

事業費のうち、ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、基本給付の対象が880世帯、第2子以降495人及び追加給付の対象を550世帯と見込んでおります。

事務費につきましては、主なものといたしまして、ひとり親臨時特別給付金の支給事務に

伴います会計年度任用職員の報酬等及び職員の超過勤務手当で、会計年度任用職員は、3月までの任期採用で3名を予定しております。

また、役務費として、支給対象者への案内通知の郵送代及び口座振込手数料、委託料として、ひとり親臨時特別給付金を支給するためのシステム改修費となっております。

以上で、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

何点かあるんで、順次聞いていきます。全部、主要事項説明書のほうからいきます。

まず、3ページです。

2番の事業内容のところ、新型コロナウイルス感染防止用のマスク、消毒液、感染防止用の備品購入を行うものって、それで、さっき課長の御説明の中でも園とかに聴取して、足りない分っていう部分で計算したっていうふうに御説明はあったんですけども、これ、前回は補正で園とかに渡す分でお金を確保しましたよね。

そのときも消毒液、マスクとかを買いますよっていうふうな御説明を受けたはずなんですよね。

そこで一旦買っているはず、それで、今回またさらにプラスアルファで1園50万円上限で予算をつけますよっていうことなんですけれども、各園は備品として今十分に、まだそういう対策用のやつが足りていないのかっていう、まずは園の現時点での現状がどうなっているのかを教えていただきたいんですけども。

林康司こども育成課長

今回の補正につきましては、マスク等につき、現状足りていないと、今後も購入される予定がある園もあります。今回の補正につきましては、第2波、第3波に備えてのストック分も補助対象になるということになっております。

あと、備品も計画の中では空気清浄機等を購入されるということでの調査はさせていただいているところです。

池田利幸委員

ありがとうございます。

まだ足りていないっていうことで、今後の備蓄っていう部分にもなってくるのかと思うんですけども、これ、今までマスクとかも、足りない部分は足してっていう部分、それと別

で、感染者に、新たな対策に使うとかいう話とかはないんですか。本当に、マスク、消毒液とかそういうのだけしか買わないんですか、これは。

林康司 子育て課長

今回、二次補正の分につきましては、追加といたしまして、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続して実施していくための必要な経費ということで、臨時に超勤とか、新たに人を雇って消毒、コロナ対策ということで雇われた賃金等も対象となります。

池田利幸 委員

ということは、マスクとか備品購入だけじゃなくて、もう人を雇うとかそういう部分にもこのお金は充てますよって、今から充てますよってということによろしいんですね。

林康司 子育て課長

そのとおりでございます。

池田利幸 委員

ありがとうございます。

これ、さっき僕もちょっと本会議場で教育委員会に対して聞いたんですけども、対象事業所に対して上限50万円っていう部分、お金を渡すのか、それとも、申請が上がってきて買った分に対して子育て課から支払いとかやっていくんですか。

これ、もう全部丸々50万円とか各園が言ってきているお金を最初に各園に渡すんですか、やり方的には。

林康司 子育て課長

補助の申請等、請求に対しての補助につきましては、今年度中に購入した分、支払いが済んだ分までが対象になりますので、3月末に、もう最終的に、子育て課から各園に申請いただいた分を一括してお支払いすることになります。

池田利幸 委員

ということは、もう3月末、締め期間が来るまで買った分とかは、各園さんがまずは実費で払ってもらって、3月にそれに対してお金を最終的に支払うっていうやり方っていうことですね。

林康司 子育て課長

そのとおりでございます。

池田利幸 委員

あと、認可外保育所とかも今回は市が受け持つっていうことなんですけど、いろいろ困ってあるとか、相談したいとかいう園さんとかもあるんじゃないかなと思うんですね。コロナ対策とかでって、困っている園とかの相談体制っていうのは今どうなっているんですか。

林康司 子育て課長

園個別に対応しているところがございます。

主に電話等でお問合せいただいて、県からあっている補助金の内容とかもお知らせする中で、個別に対応しております。

池田利幸 委員

ありがとうございます。

そうしたら、すいません。そのまま、引き続き4ページのほうに行かせてもらいます。

事業内容の支給対象者のところの話なんですけれども、支給対象者の追加給付のほうが感染症の影響を受けて収入が手当対象と同等水準まで減少したひとり親っていうふうな条件がなっているんですけれども、これは、基本的に収入が減ったとか、減少したっていうのは、基準的にどういう把握でここの対象者になるんですか。

この算出基準っていうか、どうやって把握してされるのか、申請によるのであれば、その申請方法っていうのはどうなるのかなっていうのを教えてもらえないですか。

林康司 子育て課長

先ほど収入が、手当同等水準の方というのは、基本給付の方に入ります。

それで、この方につきましては、申請していただくことになるんですけれども、その申請書の中で収入、令和2年2月以降で任意の1か月分の収入額で12か月換算した収入が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の水準になれば、支給対象となるということになります。

池田利幸 委員

ということは、持続化給付金とかその申請のやり方と一緒にしたいにして、減りましたっていう証拠じゃないですけど、ひとり親の御家庭に対して申請手続って、結構な負担じゃないですけど、もらうからにはそれ出してくださいっていう形に、申請をまずやってくださいねっていうところから、これ始まるってことになるんですか。

林康司 子育て課長

そのとおりでございます。

池田利幸 委員

すいません、今の分は分かりました。ありがとうございます。

それで、事業費のところの事務費で、580万8,000円で会計年度任用職員の報酬は3月までの3名っていうふうにお伺いして、システム改修委託料っていうので、システム改修というのは具体的に何のシステム改修をされるのか、ちょっと御説明いただけますか。

林康司 子育て課長

今回、臨時特別給付金を支給するに当たり、その申請書の発行する――打ち出しですね、

そういった国からのパッケージが来ておりますので、その改修費用になります。

池田利幸委員

これって、基本的には申請を出していただく方は、もう全部紙ベースで申請を出していただくことになるんですか。

システムを改修したことによってオンラインとかで申請ができるっていう話ではないんですか、このシステム改修っていうのは。

林康司こども育成課長

紙での申請ということになります。オンラインということではございません。

池田利幸委員

そうしたら、管理する側の分でシステムがいるのであって、申請する側は、全て紙ベースでやってくださいねっていう話になるということですよ。

林康司こども育成課長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

すいません、これ、ひとり親世帯、今まですき間っていうか、なかなか補助を受けられていないところに手を当てていくっていう部分だと思うんですけども。

すいません、これ話はずれるって言われたらそうかもしれないんですけど、ちょっと最後まで聞いてほしいんですけど。

この、ひとり親世帯とかもそうですけれども、国の特別定額給付金10万円っていう部分、条件が4月27日までに住基台帳に住民登録されている方っていうことで、7月28日以降に生まれた新生児、物すごくお金がかかる方々っていうのは何も受けられていないんですよ。

この後、インフルエンザの予防接種とかもあるんですけど、そこは生後6か月からしか受けられないから、4月27日以降から今までに生まれている方々って、何の手当てもないんですよ。その辺とかはどう考えられるのか。

他市町とか国の今回の二次補正の考え方とかでも、そういう4月27日以降に生まれた新生児に対して、給付金とかそういう使い方もありますよってなっていると思うんですよ。

ほかの自治体とかでも、そういうところに充てているとかいうのはあるんですけど、そういうところへの考え方っていうのはどうなのかなっていう——答えられなかったら答えられないでいいです。一応、答えをください。

林康司こども育成課長

御案内のとおり、他自治体におかれましては、特別定額給付金に準じた4月28日以降に生まれられた新生児にも、給付金を支給されてあるところがあるのも存じております。

ただ、今のところ、こども育成課では、結局、新たにいつまでっていう基準を設けると、翌日の方は、どっちみち支給対象じゃないというところがちょっと出てきておりますので、そういった観点からも、今のところ、そういった給付金のっていう部分は考えていないところでございます。

池田利幸委員

これは要望ですけど、市長も公約とかで子育てに力を入れていくっていう中で、その部分は考えてほしいなっていうことは、また別の機会にでもお話をさせていただこうと思えます。

以上です。

樋口伸一郎委員

私も、同じ主要事項説明書の3ページ、4ページなんですけど、そのままの流れで4ページからいいですか。ちょっと順番、逆になりますけれども。

簡単に聞きますけど、感染症の影響を受けて、収入が減少した者って、追加給付の最後に書いていますよね。

その、感染症の影響を受けてっていうのは、もう既に発生してから、経済的にもうがたがたになってしまって、例えば、子育て中の保護者の方も、もう学校が休みになったり、保育所等によっても、今までやったら休んでなかったような軽い体調不良でも休まなきゃいけなくなったりという影響も出てたと思うんで、感染症の影響を改めて受けてってなると、すごく範囲が……、直接感染者になったとかだと分かりやすいんですけど、めっちゃめっちゃ難しいかなと、個人的には感じるんですよね、その、感染症の影響を受けてって。

ですから、この収入が減少した方っていうところが肝になると思うんですけど、その収入が減少した根拠になる場所です。

例えば、文言的にこういうふう書いておいて、もう金額的に下がっているところには、広く支給をするために、880世帯分っていう数を出したのか。

それとも、もう直接感染症の影響を受けたっていうような具体的な根拠がないと出さないとすれば、これだけの数、880世帯もいないのかなと思うので。その辺りって、範囲はどのように考えられているか。

もう大きく収入が減ったところには、鳥栖市のひとり親に対しては出そうというふう考えているのか。

もっと細かく、感染症の影響が記載されてないと出せないのかというお考えを教えてください。

林康司こども育成課長

ちょっと確認ですけど、追加給付の分でもよろしいですか。（「追加給付の件で」と呼ぶ者あり）

追加給付、こちら申請になるんですけども、こちらは、もう自己申告のチェックだけで受け付けることになります。

樋口伸一郎委員

分かりました。

ということは、もう主に見るところっていうのは、それだけじゃないですけども、金額の減少——金額っていうか、収入の減少っていうところが主になってくるっちゃうことではないんですか。

林康司こども育成課長

収入の減少につきましては、①の児童扶養手当受給者の方は、もう本当にチェックだけで大丈夫です。

ただ、②の公的年金の方につきましては、収入減、年金等を外したところでの減収っていうのをお示ししていただく必要がございますので、そういった、そのほうでの、いろんなチェックは入ってまいります。

樋口伸一郎委員

じゃあ、この件では最後なんですけど、一般のひとり親の方がそれを理解しようとする、すごく難しいかなと思うんで、どのように簡単に周知をしていこうかと考えておられるのか、教えてください。

林康司こども育成課長

今回の申請等につきましては、毎年8月の中旬に、児童扶養手当と、ひとり親医療費助成の現況届及び更新手続を、窓口を設けて手続を行っております。

その際に、詳細に説明をさせていただきながら、きちんと説明をしてまいります。

樋口伸一郎委員

できるだけ分かりやすいように伝えればいいなと思いますので、よろしくお願いします。

それで、すいません、3ページに戻りますけど、主要事項説明書の3ページでいいです。ちょっとこれは、二、三点、簡単にお聞きします。

これ、前回も聞かせてもらったんですけど、先ほどの池田議員ともかぶるところがあるんですけども、必要なマスクや消毒液等、その他もろもろも含めて、前回、金銭的支援っていう単語が適切か分らないんですけど、それを行った上で、それが効率的に活用されているのか、もうそもそも最初の分。

例えば、前回は、マスクは大量に購入できる場所が本当にあるのか、お金をもらったが、

買うところがないとか、そういうところの情報把握って、前回の分は、どの辺までされていますか。

林康司 子育て課長

今、御指摘いただきましたように、最近は、かなり購入もできるようになってきたかと思えますけれども、それでも一括大量購入ということであれば、なかなか難しいかなと思っております。

ですから、先ほど申しましたように、第2波、第3波に向けて、少しずつ、園のほうにも、買い足していただきたいと思っております。

樋口伸一郎 委員

ありがとうございます。

そうですね、今、御答弁にもあったように、第2波、第3波っていうところを含めての考えがあるので、例えば、金銭は頂いたが、第2波、第3波が来てしまったので、そこから購入しないといけないってなったら、多分、また活用は難しいと――備品の購入に関しては。

ただ、それに対応するような職員さんとか、そうした部分の範囲も含めた金額にはなっているっつうことだったので、今度は、今後のことについてなんですけど、これ多分、議会とか委員会でも質問が上がるかなと思うのは、活用したその補助金、これをどのように各園が――特に公立は情報入りやすいと思うんですけど、私立保育所から児童センターまでですよ、全部含めて、そこら辺の中身、活用って実際できているのかというところが、多分、必要になってくると思うんで。

今後は、特に私立とか、民間の事業所さんの情報共有というか、どのように活用したかっていうのは、何か得るように計画されているのか。

それとも、お金だけ渡して、後は御自由にどうぞってするのか。

そこは、どっちなんですか。

また、どのように活用したかっていうところを情報提供をしていただくのは、物すごく大事かと思うんで、お考えを。

林康司 子育て課長

この事業につきましては、正直、国のほうの申請も、まだ手続も求められていない状況でございますので、詳細な要綱等も、まだきちんとは出てきていないところでございます。

ただ、その中でどういったものが対象になるかっていうものは、各園に情報はお渡ししておりますので、その中で、お尋ねがあれば、個別に回答をさせていただいているところでございます。

また、毎月定例の鳥栖市の保育会がございますので、その中でも説明をさせていただいて

おりますので。

あとは、個別に購入の対象になるか、ならないかというのも、対応しているところがございます。

樋口伸一郎委員

要望なんですけど、御答弁要らないんですけど、これ、活用をされた後は、できるだけ、どここの園はまではなくてもいいんですけど、全体的に見たときに、こういうマスクを購入できているとか、消毒液を購入できているとか、コロナウイルスに対応するような職員さんを新たに雇われているところもあるようですとかいう説明ができるように、できればとっていただきたいんですよ。月日がたったときに、すぐじゃ無理なので。

それで、その方法も、多忙な中、こっちから各園にどんどん問い合わせると、逆に迷惑をかけることもあるかなと思うんで、今、課長が言われたように、定例会的な——保育会ですか、っていうのもあるかと思うんで、その場での意見交換とか情報提供の中から拾えるところもあるんで。

そうしたところで、出した補助金を活用できているのかっていうのは、書類等で細かくしなくてもいいんで、ある程度把握をしておいていただきたいなというふうに思っています。という要望させていただいて、終わります。

ありがとうございました。

池田利幸委員

すいません、さっき聞きそびれた部分がありまして、まず、根本的なことを教えていただきたくて、ごめんなさい。

4ページの支給対象者の基本給付のところの②。公的年金受給のためっていう部分の、公的年金の受給者っていうのは、一体どういう人になるのかを、一旦御説明を願いたいんですけれども。

林康司こども育成課長

公的年金につきましては、遺族年金、障害年金、老齢年金等々の公的年金を受けられている方であって、その額が扶養手当の基準額を超えてあって、支給を全額もらわれていないという方になります。

池田利幸委員

何か資料があるなら、資料を。資料っちゅうか、何か、後ろで持ってあるみたいなんで、後でもらえるなら、配付してもらったら助かるんですけれども。

江副康成委員長

じゃあ、委員会に提出してもらっていいですか。

林康司 子育て課長

国の資料がありますので、それを配付いたします。（「配付をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

池田利幸 委員

すみません、もう一点だけ。3ページに戻るんですけども、備品の購入の部分で、3月末にまとめて支払いますよってというお話を、僕が聞いたときにお答えをもらったと思うんですよね。

要は、それまでに、園は何を買いますよとかいうことは言わずに、ずっと買い続けて、3月末に、これ買いましたって持ってこられたときに、いやいや、この対象では駄目ですよとかならんですよね。3月までずっと任せて買ってもらって、3月で、これは駄目ですよとかいうことが、園と市の中での意識の差とかいう部分が出ないのかなと思って。そこのチェックは、途中はどうするのか。

最後の最後で駄目ですよって言われたら、園はもうどうしようもないって話になるんですけど、その辺はどう考えているのかなと思ひまして。

林康司 子育て課長

先ほど申しました、国、県からの、どういったものが対象になるかっていうのを園にお示しする中で、もう個別に、大きい物であれば、どういう物をとお尋ねいただいた中で、なる、ならないをお答えしているところでございます。

池田利幸 委員

ということは、個別に向こうから相談があった分には答えますけど、こっちからは、こういうものを買ってくださいねとか、こういうものが対象ですよっていうのを、途中で国が示したときに説明とかはやるんですよね。

やらずに、個別に御相談が来た分だけは答えていますけど、相談しなかったあなたたちが悪いですよってということにはならないんですよね。

林康司 子育て課長

どういったものが対象になるかというものは、先にお示ししております。

池田利幸 委員

最終的に、僕が懸念するようなことにならないように、よろしく願いしておきます。

藤田昌隆 委員

ちょっと教えてほしいんですけど、今度のひとり親世帯臨時特別給付金、これは新規事業ですよ。

それで、その給付額が、1世帯5万円、第2子以降1人当たり3万円、それから、追加給

付で1世帯5万円。

これは、最低、例えば、基本給付で1世帯1人やったら、第1子だけだったら5万円。それから、追加給付で5万円。だから、1人子供がおって、それで10万円よね。

林康司こども育成課長

そのとおりでございます。

藤田昌隆委員

ということは、例えば、この前もらった1人10万円とか、あれも当然頂いて、さらにということ、非常に優遇っちゃうか、そういうことかなと感じているんですが、この追加給付、基本給付①、②に該当し、感染症の影響を受けて収入が減少した者っていうのは、例えば、前年比っていうか——同月で20%、50%ありますよね。

ただ、これから言ったらよ、追加給付は、感染症の影響を受けて、収入が1円でも減ったっちゃうこと。その辺のラインが分からんのやけど、何%とか。

林康司こども育成課長

もう額につきましては、①の扶養手当受給者につきましては、自己申告で、減収したというのみで、額の確認まではしなくていいようになっております。

藤田昌隆委員

いや、今、自分たちで、いろんなお話で、50%を切った、20%をどうのこうの、わあわあ言いよる中で、ひとり親だけ金銭的なあれは、ただ自己申告で、減りました、いや、10円減りました、だからくださいって、それと一緒に。その辺は、どうお考えですか。

林康司こども育成課長

今回、国の施策というだけでは、ちょっとお答えに満足じゃないとは思いますが、ひとり親世帯の方のほうというのは、やはりですが、子育ての負担や収入減がより大きいのではないかとということがあっての支給というふうに捉えております。

藤田昌隆委員

ごめん、ひとり親世帯の平均収入額ちゅうのは、大体どれぐらいね。高いのね、低いのね。低いけん、こういういろんな補助が出てきよるわけ。分からん、そこは。

林康司こども育成課長

収入額の平均は、ちょっと把握はしておりませんが、一般の方からは、低いと考えております。(発言する者多数あり)

江副康成委員長

補足の答弁、できますか。

脇友紀子こども育成課子育て支援係長

午前11時56分開会

江副康成委員長

再開します。

林康司こども育成課長

追加給付に関しましては、申請書がございますので、その中でチェックをつけて申請していただくようになります。

成富牧男委員

少なくとも、国が言っている理由っていうのが知りたいですね。

あと、ついでに3ページのほうでは、さっきからずっといろいろ言われていますけれども、これ、通常の補助事業だったら、まず、補助申請をするときに、こういうものを買いますというふうな感じで出すけど、これは、言うなら、こういうコロナの関係やけん、そういうものじゃなくて、特例で、その結果、最後に……、お金……、ちょっとごめん、さっきから説明をしたらもしかもしれんけど、お金の流れ、そして、決算っちゅうか、最終的にどうなるかっていう、そこの流れば説明してもらえれば。

それから、併せて言うね。

公立保育所は、備品購入費だけになつとるわけやろう。（「今回は」と呼ぶ者あり）

今回はね。そいけん、十分足りておるという前提があるばってん。

それから、あと1つ。それぞれ園が、保育所もあれば、いろいろあるよね、ここにいっぱい書いてあるけど。そうすると、単価のごたつとは、そこそこからもいろいろ出てくる可能性があるわけ、マスクの単価で。

そうよね。

それで……、そいけん、まず、流れば言って。

林康司こども育成課長

保育所等感染症対策事業の流れにつきましては、国からの詳細な要綱等、まだ示されておられませんので、各園から申請もまだ頂いていないところがございます。

それで、今後は、国からきちんとした国への申請、県への申請が、通知が来まして、各園に対して申請を頂くように連絡いたしまして、申請をもらいます。

それで、最終的に年度末に実績報告書を頂いた中でお支払いをさせていただくという流れになります。

成富牧男委員

ということは、一応、普通の補助事業みたいな感じで、まず、補助申請のときにこれぐら

い買いたいみたいなのは、出てくるわけ。

林康司 こども育成課長

そのように考えております。(「そうやね、出とらんけん、分からんちゅう話やろうけど」と呼ぶ者あり)

岩橋浩一 健康福祉みらい部長

成富副委員長のおっしゃる部分で、通常の補助事業と違いまして、前回の専決等で行った部分についても、既に支払った物に対して対象になる、そういった、今回に限り、コロナ関連については、もう既に購入済みの物についても補助対象になりますよということで、国のほうから通知がまいております。

成富牧男委員

だから、それももちろんあろうけど、今からちゅう分もあるわけよね。だから、もう単価はまちまちでくるわけよね。

どこかで一括して、単価を同じように合わせて、一括購入して、あっせんしましょうというの、何も市は……、だからもう、園からまちまちの金額で入ってくる可能性というのがあるちゅうこと。

林康司 こども育成課長

そのとおりでございます。マスク1枚の単価も、当然、違ってくる可能性もございますし。

成富牧男委員

それなら、もう何もかも国が……、私ね、もうちょっと、それは——予算つけるなら急がないかんちゃろうばってんが、要は、いかんね、マスクの単価の違ってくる……、標準単価みたいな——公定価格じゃないばってんね、そういうのはないわけね。

分かりました、いいです。私、十分に聞きました。

牧瀬昭子委員

3ページのところでなんですけれども、1園が50万円上限ということなんですけど、子供の人数ですとか、あと、部屋の広さですとか、部屋の数とか、そういうの、それぞれの園がまちまちだと思うんですけど、まちまちだけれども、もう一括で50万円上限っていうのは、足りないところもあると思うし、多過ぎるところも出てくるんじゃないかと思うんですけど。

その辺の調整とかはできないんでしょうか。

林康司 こども育成課長

この国からの事業につきましては、1園当たり50万円が上限となっておりますので、1施設当たり最大で50万円が補助金として活用できるということになります。

ですから、今回上げさせていただいているものは、所要額調査で超えた分につきましては、

行った上で金額を上げさせていただいているところです。

牧瀬昭子委員

要望なんですけど、足りているところは、大丈夫だと思うんですけど、足りないという声が上がってきたときには、その対応の仕方っていうのをぜひ考えていただいて、人数とか広さとか、その園の規模によってっていうことも、今後考慮していただきたいなと思っています。

以上です。

竹下繁己委員

同じ3ページで、コロナウイルス感染防止用のマスクというのは、先ほど職員用というようなお話がありましたが、子供用のマスクも含まれるんですか。

林康司こども育成課長

子供用のマスクも含まれます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

そうしたら、4ページの給付金事業の今後。今臨時会で通ったら、その後のスケジュール、申請の始まりとか、いつまでに申請するとかを教えてくださいいいですか。

林康司こども育成課長

今議会で承認していただきますと、8月4日をめどに該当者には案内の通知を送らせていただきます。

今回の給付金につきましても、贈与ということになりますので、一定の辞退の期間を設けることになっておりますので、今回は10日間、8月14日までを辞退の期間としておりまして、そこまでにどなたもいらっしゃらなければ、8月21日に児童扶養手当の口座のほうにお支払いをさせていただくようなスケジュールになっております。

その後、②、③の方につきましては、先ほど申しましたように、更新の手続の際に、御説明をさせていただいて、2月いっぱいまで申請の期間を設けまして、今年度中の支払いをということで、スケジュールを見ております。

竹下繁己委員

それは、申請書ちゅうか、辞退するちゅうのが8月4日ぐらいからもう配布されるということでもいいのかな。

林康司こども育成課長

辞退の用紙は、もう今回は発送いたしません。

されるということであれば、ホームページ等々からダウンロードしていただけるというこ

とで、案内の通知書のほうに記載しております。

竹下繁己委員

すぐに申請が始まるということばってんが、システム改修料が、言うたら四、五日で160万円かかるっていうのは、この価格というのは、誰が決めているんですか。

林康司こども育成課長

今回の市役所が今使っている福祉のシステムがありますので、それに追加するような形で組んでもらうようになります。

国のパッケージがございますので、それをに入れて早急に対応できるように事前の打合せをしているところでございます。

竹下繁己委員

言うたら、その委託会社のほうから、この価格ですよって言われたら、もうそうですねって、こちらは、執行部は受けざるを得ないっていうところでいいですか。

林康司こども育成課長

情報政策課からもアドバイスを頂きながら、価格は、見積りを頂いて、その金額で契約をと考えている金額で上げさせていただいています。

竹下繁己委員

私としては、えらい高額やなああって、申請書の作り変えとかいうところで、そのようにお金が起ころのかなと思うんですけれども、今後、いろいろシステム改修委託料は、見ていきたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩



午後1時8分開会

江副康成委員長

再開します。



健康増進課

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

江副康成委員長

次に、健康増進課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

それでは、議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、健康増進課分について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節1報酬から節20扶助費につきましては、子どものインフルエンザ予防接種臨時助成事業に伴う経費でございます。

主要事項説明書の5ページを御覧ください。

インフルエンザは、発熱や呼吸器症状など、新型コロナウイルスと症状が似ている上、流行する時期が重なる可能性もあることから、季節性インフルエンザの流行をできるだけ予防し、新型コロナウイルスの感染拡大の第2波、第3波に備えることを目的とし、生後6か月から高校3年生相当の年齢までの市民を対象に、任意で行うインフルエンザ予防接種に対して臨時的に助成を行うものでございます。

事業内容といたしましては、市内の指定医療機関で接種した場合は、医療機関の設定額から助成額を引いた額を窓口で支払う現物給付とし、市外の医療機関で接種した場合は、償還払いとしております。

助成額は、1回当たり2,000円といたします。

インフルエンザの流行により、教育現場のさらなる休業につながるリスクを軽減することなども期待し、助成対象者は、ワクチンの接種可能な生後6か月から高校3年生相当の年齢の18歳までの方を対象としております。

13歳未満は2回接種で、13歳以上は1回接種となっております。

未就学児の接種率見込みを60%、小学生から高校生までの接種率見込みを50%と想定し、想定接種者数を計上いたしました。

接種機関は、令和2年10月1日から令和3年1月31日までと予定しております。

事業費は、委託料、償還払いの扶助費、事務の会計年度職員の報酬としておりまして、補正額は、総額で2,406万6,000円でございます。

歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

まず、市内の指定医療機関っていうのは何院ぐらいあると。

例えば、診療科で言ったら、内科がメインになると思うんですけど、どれぐらいですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

子供の予防接種、定期予防接種をしている医療機関が、現在38医療機関、「何」と呼ぶ者あり）38医療機関。「38」と呼ぶ者あり）はい。

ですから、その中から手を挙げられるところという想定かなと思っております。今から医師会のほうに指定医療機関の希望を取りますので。

藤田昌隆委員

ということは、今から指定医療機関としてインフルエンザを取り扱ってくださいと。

ほんで、今回の対象は生後6か月から18歳ということになりますと。ちゅうことは、小児科、内科あたりがメインかな。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

そのとおりでございます。

藤田昌隆委員

それで、この中で、基本的にインフルエンザっていうのは、ここに接種期間が10月1日から1月31日というふうにあるんですけど、これ、あくまで自由診療ですよ。

それで、例えば、私が親だったらよ、子供は6か月、それで指定医療機関行きました、1回2,000円を助成しますっち。そういった場合に、指定医療機関と2,000円助成するというんやったら勘違いすることがあると思うんよね。

それはどういうことかちゅうと、1回2,000円で本当はできますよと、無料で。指定医療

機関に行ったら、市は2,000円で助成するということですので、かかる人は、ああ、指定医療機関に行けば、本当は2,000円出さないかんのやけど、市が2,000円ですから無料になるよねっち。そういう勘違いはせんのかなと思って、最初、俺、思ったんよ。

自由診療だから、上は幾らでも、5,000でも、6,000でも1万円でもいいわけですよ。

自分としては、指定医療機関に手を挙げたところに対しては、これはお願いやけど、2,000円でできるだけやってもらえませんか、そういうお願いをすとか、そういう意思はないんですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

現在、市内の小児科でインフルエンザの予防接種、既に任意でしていらっしゃるんですけども、その金額については3,000円、3,500円、4,000円その辺りが1回当たりの費用というふうに聞いております。2回目若干、500円下げられるところもあるんですけども。

おっしゃるように、自由診療なので、金額を決めることはこちらのほうではできません。

それで、2,000円が助成額ですので、3,500円ですていらっしゃるところであれば、2,000円の助成額を引いた1,500円が御本人さんの自己負担額という形になりますので、そこの、幾らでしてくださいというお願いはできません。

藤田昌隆委員

そうしたら、わざわざ指定医療機関にせんでも、2,000円、各鳥栖市内の診療病院は2,000円まで補助च्छゅうことをやったらさ、わざわざ指定までせんでいいやん。指定するच्छゅうことは、あそこに行けば必ずできますよच्छゅうことでしょう。

それで、もし手を挙げなかったら、うわ、うちは、ほんじゃ今年インフルエンザの患者は、注射は来んのかなって、そういうふうに思われん。俺やったら思うと思うけどね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

指定医療機関にするメリットは、代理受領を医療機関ですていただいて、「何て」と呼ぶ者あり）代理受領。それこそ、現物給付をしていただくための指定医療機関になります。

ですから、例えば、先ほど市外の医療機関では償還払いですよっていうふうに申し上げたのは、市街の医療機関の場合は全額、例えば3,500円払って、その分から、「後から」と呼ぶ者あり）そうです。

だから、指定医療機関にしなかったら、その対応をしないといけないということに、それぞれなります。

だから、指定医療機関になっていると、引いた額を支払えば、そこで本人さんは自己負担額を、もう既に助成を受けた者として自己負担額を支払えるっていうメリットがあるということになります。

藤田昌隆委員

ごめん、今まで、インフルエンザで、今回が初めてっちゅうか、今まで補助が出てましたよね。出ていなかったっけ、全然、初めて。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

インフルエンザは、65歳以上の高齢者のインフルエンザだけが定期接種でしたので、子供のインフルエンザの助成は、鳥栖市では行っておりませんで、今回初めてです。

藤田昌隆委員

子供に限らず、今までありましたかっちゅうたら、65歳以上はあったんですが、でしょう。

何か、俺、最初これ聞いたときに、指定までするんやったら、もうお願いしてね、指定にしますと。指定されれば、患者さんというのは、そこに集中するわけですよ。

手、挙げとったらそこに集中する、ということは、集中するっちゅうことは、卸に発注しますよね、100人分くださいといった場合でも、優先して、うちは指定だからって。もらえるわけよ、卸からも。

そういう面でメリットあるんで、何で——お願いするのはただでしょう、だって医師会の会長に、小児科医師会の会長とか内科医会の会長にぜひ検討してくださいと、2,000円というお願いをすることを何で拒むわけ。分からん。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

2つ、今の話であって、指定医療機関は、うちがこことこことここと指定するわけではなくて、基本的には医師会から手挙げ方式なので、手を挙げていただいたところは全部指定をいたします。

それで、2,000円をお願いしますっていうのができない理由は、予防接種が自由診療なので、金額を統一するっていうのは、独禁法に違反するっていうふうに……、「だからたい、だからお願いなんですよ。だからお願いをしてくださいっち。してもいいんじゃないでしょうか。いや、要するに法律違反とかじゃなくて、こういうことをして、ぜひ指定で、今回は、さっき言った65歳じゃなくて、もう生後からあるんで、患者さんの数は違いますと。だから、その辺も含めて、そういう御協力をお願いできませんでしょうかっちゅうぐらいはいいんじゃないっち。これ、最初聞いたときに、野田部長にも言ったんよ、何でお願いせんかって。いや、それはっち。いやいや、お願いして別に悪いことも何でもないと思うんやけど。どうですか。お願いすることが違反ですか」と呼ぶ者あり)

岩橋浩一健康福祉みらい部長

医師会とは常々、市の保健医療について御協力をいただいて、多々お願いすることもございます。

それで、今回もお願いに行って、医師会自体がなかなか、先生方一枚岩というわけではございませんで、それぞれの思いでいらっしゃる部分もあるので、その辺りがお願いの仕方が非常に難しい部分もございます。

今後の、その他の医療関係にも影響してくる部分がございますので、先生方、それぞれ御自分のポリシーというか、持っていらっしゃる方がいらっしゃいます。

なかなかそこをまとめて、医師会として統一した、まとめるということについても医師会長自身もうまくいかない部分もあるというふうにもお聞きしておりますので、正式なお願いという形ではなくても、立ち話程度な中で、公式的にはなかなか言いづらい部分がございます。

協力できませんかねっていう部分ではお願いできるかと思えますけれども、そこを正式だってっていうのは、ちょっと今の段階では難しいなと感じているところでございます。

藤田昌隆委員

分かった。全然、納得いかんけど。

言っときますけど、今回は、今までのインフルエンザの患者さんよりも数倍以上になるわけです。だから、非常に病院の経営にとってもね、これは大きいプラスになるんですよ。そこを分かった上で言ってくださいね。

それで、インフルエンザの卸からの購入額もね、一応自由診療ですけど、これ安いですよ。そういうことで、利益、貢献は、これは高い。だから、お願いしてくださいということ。

もう一つ、1番、事業費の中で、会計年度任用職員報酬17万2,000円っち、これは何ですか。このインフルエンザ、関係あるわけ。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

接種想定者数を1万1,800人ほど見込んでおりまして、1人当たり2,000円の補助なので。
(発言する者あり)

1万1,887人を接種想定者として見込んでおります。(発言する者あり)

回です、回。失礼しました。2回接種の方、1回接種の方ありますので、11,887回を見込んでおりまして、その方たちの申請の受付及び接種の委託料の支払い等の事務をする会計年度職員を月当たり2日の2人を10月からの6か月間見込んでおります。それが17万2,000円となっております。

藤田昌隆委員

何となく、異常に安いのか、逆に無駄なのか、今の市の職員でこれぐらいの対応は、何かできるような気もするし。ちょっと判断しかねるんやけど、本当に要る、これ。この17万2,000円は。分からん。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

初めて追加になる事業ですので、この約2,000回分の接種についての事務をするのに必要と判断してお願いをしております。

竹下繁己委員

すいません、先ほど、藤田議員から2,000円をお願いできんのかというような御意見がありましたけれども、逆に言うと、何で全額負担にしなかったのかというところ。

この2,000円の補助をするという根拠は誰が決めたのか、何でこれ、全額じゃなくて2,000円なのか御説明いただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市では、子供のインフルエンザの助成は、今回が初めてでございますが、今まで県内20市町のうち、12市町が既に子供のインフルエンザの助成をしておりました。

それで、助成額は、そこそこで様々でございますけれども、1回当たり1,000円を助成するところ、1,500円を助成するところ、ございました。

当初1,500円でうちのほうも想定をしてたんですけれども、やはりコロナ、今回は特別にコロナ対策ということで、思い切って2,000円の助成のお願いをしたところでございます。

思い切って2,000円のお願いをしました。

竹下繁己委員

当初1,500円、それ財源は何を充てようと思ってたのかなっていう、一般財源を充てるなり、そういった1,500円を想定してたなら、今度2,000円プラスして3,500円っていう話には3,500円の補助っていうことにはならんのですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

1,500円の財源もコロナの、臨時交付金のときに幾らの助成ができるかっていうところを検討した中での1,500円を2,000円っていうところで、県内を見ますと、みやき町が今まで1,500円で実施していたところ、今年に限り2,000円の助成をするというふうにお聞きしております。

ですから、もう最高額の2,000円をうちのほうでもお願いできたらということでございます。

竹下繁己委員

思い切った助成ということですね。

先ほど、12歳までは大体、およそ50%の方が接種すると、13歳から18歳までは60%を想定しているというお話でしたけれども、想定された数字の根拠と、もしそれをオーバーしたときの対応、この予算オーバーしたときの対応はどのような財源を使うのか、また国から持ってくるのか、一般財源を使うのか、そういったところはどうお考えでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

未就学児は60%、小学生から高校生ままでを50%で想定いたしました。

その想定した根拠でございますけれども、任意接種でございますので、はっきりした接種率が、現在も任意で受けてある方がたくさんいらっしゃいまして、その接種率がどのぐらいいらっしゃるのかというのがはっきり分からなかったんですけれども、助成をしている市町村の状況、それと、あと今回7月初めにうちのほうで、1歳半、3歳児健診の健診をしたときに、母子手帳を見せていただいてインフルエンザの接種歴を確認した状況ですと、現在が未就学児で40%程度の接種率、42%の接種率がございました。

それで、そこを見て、未就学児は42%を60%に持っていきたいという目標、それと、あと小学生以上の子供さんについては、接種の助成をしております県内の他市ですとか、福岡県内の他市の状況を見まして、30%、20%と接種年齢が上がっていくに従って接種率が落ちていきますので、今回はコロナ対応ということで、目標を50%と見込んで想定接種者数を計上しております。

先ほど、もし予算が足りなくなるときはどうするのかということでございましたが、打ち切りはできませんので、先着何名っていうわけにはいきませんので、その辺のところは予防接種費の中に組んでいただいている分でございます。

もし、その予防接種費が足りなくなるっていうことであれば、3月補正をお願いしないといけないと思っております。

竹下繁己委員

自主財源で、一般財源で賄うということで捉えていいですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

今後、国のほうの地方創生の交付金とか、助成措置があればそちらを財源にすることもあろうかと思っておりますけれども、それらの財源がもしない場合は、一般財源から接種されたい方については、助成する形にはなろうかと思っております。

池田利幸委員

すいません、これ事前に申請が要るのか、指定医療機関に行けば、もう自動的に2,000円分免除になるのかっていうのはどういうふうになるんですか。

あともう一個。もう既に、要は任意ですよ。任意ということは広報手段、どういうふうにして、皆さん受けてくださいねっていう部分で広報、接種率の目標も60%、50%であると思うんですよ。広報手段をどうするかによって、受ける人たち、この13歳から18歳、要は学校に、こういう補助があるけんが皆さんお受けに行きましょうねって、学校サイドとかも連携しながらやっていくのかどうなのかとか。そういう広報手段っていうのがまた重要になってくると思うんですけど、その2点。

申請の方法をどうするのかと、広報手段をどうするのか。その説明をお願いします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

申請につきましては、できるだけ接種される方の負担を減らしてと思っておりますので、今後、医師会との御相談次第ではございますが、医療機関の窓口で、行かれた際に手続きができる方法を取りたいというふうに思っております。

広報につきましては、市報とかホームページはもちろん考えておりますが、今後どのような手段を取ったほうがいいかっていうのは、任意接種なのでそこも難しいところ、個人通知ができたりはしませんが、その辺のところについての広報も今後考えていきたいと思っております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

まずは、申請方法は保険証を提出したら保険証で確認して、医師会がやってくれるのかっていう相談がまず要るんでしょうし、保険証だけ見て、できるのかどうかっていう判断があるんでしょうから、その辺のやり方っていうのをいかに簡単に、行けば、もう2,000円引いてやってくれるっていう部分をつくっとかんと、なかなか皆さん行きづらい部分があるのかなっていう部分もありますし。

広報手段は、各家庭に通知を出すわけにはいかんって言いながら、学校サイドとかと協力するとかいうのは必ずやっとかんといかんのだろうなって思うんですね。

このコロナ禍の中のインフルエンザって、今までも、今年もありましたけど、インフルエンザかコロナか分からないって、高熱が出てて病院行ったけど、病院では検査してくれなかったっていう事例もう実際起きているんですね。

だから、そういうことがないように、やっぱりインフルエンザの予防接種のニーズは確実に上げる必要があるんで、よろしく願いしときます。

江副康成委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

この子供のインフルエンザは、過去何回も私、一般質問したことあるんですけど、これ、優先順位が今の状況の中で上がって——さっきんと、そうかなっていう感じで聞きましたけど——ただ、これお金が出たからするっちゃうぐらいのことなのか、臨時ってついとるから、取りあえず今年だけですよね。来年以降、例えば、優先順位を上げて、よそ、やっとするわけですからね。隣の基山もやっていますよね、補助。そういう補助については、今後、前向きに考えられるのか。

コロナもこれで終わりということは、むしろ考えられないんじゃないかっちゅうふうには思っているんですけど、そこんところの基本的な考え方をお尋ねします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

今回につきましては、子供のインフルエンザ予防接種の臨時助成事業っていうことで、単年度の事業ということになっております。今年はということでございます。

成富牧男委員

それで、だから所管っちゅうか、課長としては、一応優先順位としては、私は上がったんだらうと思うったいね。

金額もあるからっちゅうだけじゃなくて、さっき、予算がなければ補正もお願いしたいという話も出よかったけど、これについてもそれぐらい——ここで確約せろとか、それはもうされんけんね。ばってん、今後どういうふうにするのか、ちょっと部長のほうから答えてください。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

名和課長が御説明したように、今回あくまでも臨時的な措置として助成制度を設けておりますが、ここはあくまでもコロナ対応ということが主目的になっております。

それで、継続的にという部分になりますと、子育て支援とかそういった部分も出てまいりますので、それは庁内の政策的な調整が必要となってきますので、現時点ではもう、今の段階では、当年度だけということではしかお答えできませんけれども、今後、政策を調整する中でこういった助成措置を今後どうするのかというのも課題としては考えられると思っております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備ため、暫時休憩いたします。

午後 1 時39分休憩



午後 1 時47分開会

江副康成委員長

再開いたします。



文化芸術振興課

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

江副康成委員長

次に、文化芸術振興課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

山津和也文化芸術振興課長

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、文化芸術振興課分の説明をいたします。

まず、歳入からお願いいたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節3社会教育費国庫補助金の文化芸術振興補助金は、市民文化会館及び定住・交流センターにおける新型コロナウイルス感染症予防対策経費に対する補助金です。補助率は2分の1となっております。

予防対策の内容につきましては、歳出のほうで御説明をいたします。

次に、歳出について申し上げます。

委員会資料の4ページ中ほどをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費及び目7定住・交流センター費の節11需用費及び節18備品購入費については、主要事項説明書11ページにて御説明をいたします。

主要事項説明書のほうをお願いいたします。

購入目的は、市民文化会館及び定住・交流センターにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、節11需用費は、ともにアルコール消毒液及び非接触型体温計の購入費でございます。

節18備品購入費は、両施設の大型サーモグラフィーカメラと、市民文化会館においては、携帯型のサーモグラフィーカメラ及び定住・交流センターにおいては、図書消毒機の購入経費でございます。

財源は、先ほどの歳入でも説明いたしました、文化芸術振興費補助金において、補助率が2分の1、残りは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当することとなります。

次に、目6文化振興費、節19負担金、補助及び交付金の文化芸術活動再開支援補助金について説明いたします。

主要事項説明書の12ページをお願いいたします。

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化活動の中止または縮小を余儀なくされた文化団体に文化活動を再開してもらい、コロナウイルス対策を十分に取って、その成果の発表をする場をつくっていただくため、会場使用料等相当額の2分の1を、5万円を上限に補助を行うものでございます。

補助の対象者は、過去に活動実績がある、また、市内に活動拠点があり、かつ、先ほど申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、文化活動の自粛や縮小を余儀なくされましたが、今後も文化活動を継続的に行い、今年度7月から3月までの間に市内の施設で文化活動の発表、公演を行う団体でございます。

なお、財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当することとなっております。

以上で、説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

まず、12ページのほうからです。

団体はどういう団体っていうのは、今御説明いただいたんで、まずそういう団体って、100団体を想定ってされてるんですけど、実質把握されている分で何団体ぐらいあるんですか。

山津和也文化芸術振興課長

昨年度の業務の実績から拾ってきたんですけども、文化会館、サンメッセ、またまちづくり推進センター等の利用団体から拾っていくと、およそ100団体ございましたので、100団体としております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今、基準っていうか、要は文化会館や公共施設で発表会をされている方っていうのを基準に100団体って、今言われたと思うんですけども、この補助対象が、会場使用料等相当額の

2分の1補助で5万円上限。それで、各団体の利用は1回限りとするっていう条件があるんですよね。

それで、市民文化会館にしても、まちづくり推進センターとしても、1回の使用料って、そんな5万円を超えることはないと思うんですよね、おおよそ。

ビアントスとかホテルとかで貸し切ってやるっていうなら話は別なんですけど、この1回きりっていうのが、意味合的に、その期間1回だけなのか、それとも今から先の部分で、1回の申請をしたら5万円上限までできるのかとかいう部分がちょっと分かんないんですけど、そこを教えていただけないですか。

山津和也文化芸術振興課長

先ほど、5万円ほどしかかからないというふうにおっしゃられたと思うんですけども、あとは会場使用料等ですので、このほかに付属設備やエアコン代等もこの対象に含むようにしておりますので、そういうものを含めると、大体1回の使用料で10万円から15万円ぐらいになるというふうに、文化会館使用では想定をしております。

その関係で、10万円の半分で5万円というような算定をしたところでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

市民文化会館の想定、備品とかも――備品っていうか、一体のやつで含めて10万円から15万円かかるっていう想定っていうことですよね。

そこがあって、仮に、まちづくり推進センターでやりますとか言ったら、ここまでお金は、多分かからないんですよね。

そういう場合もその1回、1回かかって助成したのが5,000円だけ助成しましたよっていうのもその1回だけしか、申請はそのときだけ、5,000円だけっていうことになるんですよね。それが、2回もしあるとしても5,000円を1回助成、補助してその次は駄目ですよっていうことになるんですか、今回のやつは。

山津和也文化芸術振興課長

要綱上は、1回限りというふうにしております。

池田利幸委員

だから、基本的にかかった補助が、例え500円だったとしても5万円だったとしても、1回きりですよっていうことでの理解でいいということですね。

もう、答えはいいです。

それで、これ申請の仕方っていうの、申請書っていうのはあるんですか。

山津和也文化芸術振興課長

今、要綱をつくっておきまして、できる限り簡素化をいたしまして、誰にでも簡単に作れるような申請書にしたいと考えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

すいません、11ページのほうから、サーマルカメラ等の購入とかも含めて今回予算を上げてあると思うんですけども、市民文化会館でサーマルカメラを2台購入予定ということですよ。それと、非接触型体温計の購入を1台。

これ、すいません、生涯学習課のほうは全然知らないことでしょうけど、値段的に生涯学習課は消毒機とサーマルカメラの購入だけで、市民文化会館はアルコール消毒液、サーマルカメラ2台、体温計っていう、それでも予算、市民文化会館側は大分少ない、半分ぐらいです。半分もいかないぐらいで済んでいるって、これ、何か理由があるんですか。

山津和也文化芸術振興課長

サーマルカメラの分なんですけれども、これ大型の、パソコンで見る部分になりますけれども、単価といたしましては、43万4,500円。

それと、もう一台、2台になりますけれども、小型のサーマルカメラの購入を予定しております、それが15万9,500円というふうに見ております。

池田利幸委員

大型のサーマルカメラを1台と小型を2台買われるって、全部で3台ってことですか。

山津和也文化芸術振興課長

大型1台、小型1台です。

それと、定住・交流センターで大型を1台という形になっております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

そうしたら、市民文化会館で大型、小型と定住・交流センターで大型を1台っていうことで。

それで、あと今度、定住・交流センターのほうなんですけど、図書消毒機、これ、返却があったときとか、そのときに手にとって、読まれて戻す分は消毒機かけると思うんですよ。

それで、図書館に行ったらみんなやることなんですけど、この本、どんな内容かな、取る前に、最初に引き出してばらばらって見て、ああ、これじゃなかったっていうふうに大体戻すと思うんですけど、そういう分にはどういう対応をされるのかなって。

あと、新聞とか、不特定多数がやっぱりぺらぺらめくっていくけど、消毒機には多分かけられないと思うんですよ。そういう部分のやつは、対応をどうされるつもりなのかなって

いうのを、御説明をお願いします。

山津和也文化芸術振興課長

今回の図書消毒機につきましては、返却があった分につきまして消毒を行うようにしておりますので、先ほど池田委員がおっしゃられたようなものにつきましては、ちょっと対応のほうができないようになっております。

池田利幸委員

そうですね、対応が多分、機械でできないと思うんで、その部分っていうのを改めて、消毒機を入れるのと別で対策を何か考えていかないといけない。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

池田委員がおっしゃる部分については、今回、アルコール消毒液とか購入いたしますので、その分で必ず入場の際に消毒してもらって御利用いただくと。

基本的に、利用される方に感染予防対策をした上で施設を利用していただくという考えで、今回、アルコール消毒を、予算措置をお願いしております。

以上でございます。

池田利幸委員

多分、そうだと思うんですね。

入ったときに、必ずアルコール消毒してくださいねってとかいう、後は、それをずっと職員さんが入ってくるのを見てるわけじゃないと思うんですね。

だから、また本棚とか、途中途中で貼り紙して注意喚起っていうか、アルコール消毒されましたかって、本を取る前にしっかりしてくださいねとかいう要請の注意喚起っていうか、そういう部分はやっていただきたいなっていう、これは要望なんですけど。

必ず見て、ああ、消毒しとらんやったねって思って、消毒してもらえるような貼り紙やったりとかいうふうな部分はお願いしたいなと思っております。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

すいません、1項目ずつ。説明書の11ページからお願いします。

サーマルカメラについてだけです。多分予算、生涯学習課も文化芸術振興課も含めて、この大型のカメラの部分の割合としては大きいと思うんですね。

消毒液とかより圧倒的に高い、1台40万円とか、そんなレベルなので。

これ、コロナウイルスとかでは、今全国でもいろんなところに設置されてあって、体温が

見えるのですごい効果を発揮すると思うんですよ。

ただ、コロナもいつかは、やっぱり収束すると思うんですね、しなければいけないし。

その収束した後に、やっぱり高額を費やしてこれを設置するんですから、何か計画性とかあるのかなと思って。

例えば、インフルエンザとかはやったときにも、今後活用は、コロナが終わってからも使っていくとか。

山津和也文化芸術振興課長

コロナが収束した後につきましては、これを利用者の方が御自分で本を借りるときに、御自分で消毒ができるように……（「サーマルカメラ」と呼ぶ者あり）

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

今回、購入予定のサーマルカメラにつきましては、このコロナが終わった後でも、先ほど言われたように、インフルエンザのはやった頃とかにも活用したいと思っておりますし、あと、何かのときには、監視カメラとして、そういったことで対応したいと思っております。

樋口伸一郎委員

ぜひ、ちょっと心配なのは、この金額の割合の中でもその大型の機械とかそういう、体温計もそうでしょうけど、機械とかお金、小さい中でも大きくかかるので、やっぱり無駄にならないようにっていうのが一つあるので、今はコロナ対策で、全力で使っていただきたいんですけど、その後も要らなくなったからといって、これが無駄にならないようにっていうのはちょっと計画性を持つってほしいなと思います。

そういう要望に変えまして、ちょっと12ページでも1点質問させてください。

これも、説明書の中の2番の事業内容の対象のところなんですけど、ここについては説明があったように、過去に実績のある団体さん、これ、分かりますか。

それと、市内に活動拠点のある団体ということなんですけど、この文化活動を行うような団体さんっていうのは、個人的なイメージは何か法人みたいに法務局に登録されていたりするようなもんじゃないかなあと思うんで、鳥栖市内に活動拠点のある団体として見極めるのがすごく難しいんじゃないかなあと思うんですけど、その辺り、いかがですか。

多分、鳥栖市じゃなくて、いろんなところで活動されているところが多いと思うんですけど。

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

これについては、申請書の中に実績を記入する欄がございまして、そこに過去の実績を、鳥栖市の会場で使われたような実績を記入していただいて、それを審査の段階で判断するというようにしております。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

樋口委員おっしゃった法人というのは、いわゆる興行主というのは省いております。あくまでもアマチュアの団体で、いろんな趣味や芸能とかをされている団体に限ったところで助成措置を行うということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

興行としては、よく分かりました。

そうしたら、なおさらそうしたところ以外の活動拠点のある団体ってなると、ますます判断は難しいと思ったんですが、簡単にまとめると、過去に市内で実績があれば、活動拠点としても認めるっていうような解釈でいいですかね。

例えば、実績がなくても活動拠点は市内ですよってなったら、相反するので。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

おっしゃるように、あくまでも活動実績のある団体ということになります。

成富牧男委員

私も今の12ページのところからですけど、スポーツのほうで出て来ますけど、スポーツの場合はプロスポーツ、2団体について云々っていうのがありますよね。

均衡を取らんといかんのは、文化、スポーツですからね。

文化のほうでそこまで行かんでも、商業的なものやなくても、何かそれに準ずるような団体っていうのはないんですか鳥栖には。そういう心配は、せんでいいんですか。

もうちょっと別の、少しレベルを上げた補助をしてやらないかんちゃんかろうか、みたいな団体はない。

言うならば、入場料とそういうやつで、一定運営、年間の活動をしてあるところというのはないんですか。(発言する者あり)

ちょっとそういうのを、少しアンテナ張ってせんといかんちゃんかろうかって、もう出てこんならそれ、ちょっと。

そういうこと考えてほしいなっちゃうことが一つと、あと1つは、小ホールのほうは減免利くやないですか。

そうすると、減免が1回利いとるところは、もう対象外にするんですか、それとも認めるんですか。どげんなると。

山津和也文化芸術振興課長

小ホールのほうで減免が利いて、今度大ホールを使われてお金がかかったということであれば補助の対象にしたいと思っております。

成富牧男委員

だけど、二重には減免してさらにこれを補助するっていうのはしないということですか。
例えば、小ホールだけ借りる場合、小ホールしか減免できんでしょうが。

山津和也文化芸術振興課長

小ホールを借りられたとしても、何かほかに機材等を持ち込みとかでされて借りられたりした場合とかには補助の対象にしたいと思っております。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

会場使用料については、減免規定があって減免できるんで、それ以外の機材の貸出しについて減免とかはございませんので、それに要する分については2分の1まで、借り上げを2分の1までの上限5万円で補助をするということになります。

だから、減免と補助は同時にできると。

成富牧男委員

あと1つだけです。

あと、委託でやっておられる舞台とか照明、いろいろやっておられる業者さんがいらっしゃるですね。

今日はその人、そのことがどうのこうのっていう話やなくて、ああいう方々は、鳥栖市だけでしょんしゃると。よそに出かけてあって、要は、一つは、状況を知りたいもんやから、ああいう業者の方の、例えばコロナ絡みでの大変さとか、収入が減ったとかね。

よそに持ち込みで、例えば舞台とかいろいろやりよるよっていう愚痴とかそういうのも含めて、それは心配せんでいい。

それと、例えば同じ鳥栖市でやるやつにしても、既定の料金があるやん。プラスこういう演劇やったら、こういう舞台やったらプラス何人のスタッフを別途出してくださいとかいうのもあるの。そげんとはないと。ないなら言うても同じやけど。

山津和也文化芸術振興課長

委託契約書のほうで、何名っていうふうに決めておりますので、それを超えるような人数になるとした場合には、ちょっと金額が発生するようになっております。

成富牧男委員

そいけん、そういうのは、コロナ禍の中で自粛しよらんときには、結構発生してたんじゃないかなと。そうすると、その収入がなくなるわけやろう。業者さんは収入がなくなるわけやろう。

そういう、スタッフをプラス3人とか、今まではその人たちにプラス3人分のお金が入ってきたけど、それが入らなくなるわけやろう。イベントが少なくなったら。

山津和也文化芸術振興課長

大きな催物のときぐらいが、そういうのが発生しておりますので、あまり、そう人数がオーバーしてスタッフを用意するというようなことは、あまりございませんでした。

成富牧男委員

それ、役所との関係だけやないよ。貸館で、そこでいろいろされるのも含めて言いよっぱってん。そういうことだったら、もうそれでいいとよ。それとも、分かりませんでもいいけど。自分たちが直接携わっとらんのは分かりませんと。

貸館で、演劇とか音楽とかしんしゃるときに、さっき言ったように、規定で一応3名までは料金の中に入っておりますけど、これ以上やったら、対応するためにはあと3人ぐらいスタッフが要りますので、プラスアルファでつけさせてもらえますとかいうのが普通あるやん。

山津和也文化芸術振興課長

申し訳ございませんが、その辺りはちょっと把握しておりません。

成富牧男委員

分かりました。

実情ば聞きたかっただけ。

スポーツだけやなくて、文化芸術の関係の人たちも苦労してあるんじゃないかなと、そういう話が聞ければなと思ったけど、そういうのはないですか。

終わります。

牧瀬昭子委員

11ページのサーマルカメラについてなんですけど、これをパソコンでチェックしながら管理をされていかれると思うんですけど、それが文化会館とか大人数の来場者が来られるときに、この方はちょっと熱がおありだなあというときに、どのような対応を具体的にされるのかっていうのは、何かもう検討されてますか。

山津和也文化芸術振興課長

まず、大型のサーマルカメラのほうで温度を測定いたしまして、もしその中で、今で言うなら37.5度以上の熱がある方につきましては、別室っていうか、ちょっと仕切りを設けて、そちらのほうに来ていただきまして、非接触型の体温計のほうで、もう一度計らせていただきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

もし熱が37.5度以上になった場合には、どんなふうに対応される予定ですか。

山津和也文化芸術振興課長

37.5度以上ある方につきましては、もともと催物の案内の際に、体調の悪い方、また熱が

おありの方等は御遠慮くださいというふうに記載しておりますので、もし熱が37.5度以上あるということであれば、その方には帰っていただくということになると思います。

竹下繁己委員

12ページですね。再開支援金、再開とついとるんで、先ほど実績のある団体に限って補助をするというふうなお話でしたけれども、例えば、こういう時代だからこそ鳥栖を盛り上げようと、初めてこういう取組をしますというふうな団体が出てきたときは、それは駄目ですよって言うんですかね。

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

今回の補助分につきましては、これまで活動をしていた方がこのコロナの影響によって、ちょっと活動ができなかったとか発表会を予定していたんだけど、それが延期になったとか、そういった方の支援を考えておまして、新規の方については、今回は対象から外した形にさせていただいております。

竹下繁己委員

名前のとおり、再開支援の補助金ということですね。

で、言うたら、先ほど活動拠点がどうのこうのというお話があったんですけども、もう本当活動拠点というのをもうちょっと明確にしとかんと、例えば、代表者が市内在住であるとか、練習場所が市内にあるとか——結構聞くんですよ、市内のまちセンとかを使って市外の方々が集まって、何かスクールみたいなのをやってるとか。

そういう団体との精査をしとかんと、結構難しいところがあるんじゃないかなあというところと、例えばピアノの発表会とかありますよね。ピアノスクールが、これ自体は営利団体ですよ。商売でしょんしゃって、その発表会を文化会館でやるというときの取扱いってどんな感じになるんですかね。それ、実績ありますよ。

山津和也文化芸術振興課長

そういう場合は、鳥栖市の出演者の方が大半を占める場合には、市内に活動の拠点がある団体と見たいと思っております。

竹下繁己委員

そうしたら、鳥栖市で——もう極端な話します、鳥栖市でピアノのスクールを開いている。生徒は、福岡市、小郡市、久留米市から来てます。出演者は10人、鳥栖市の出演者は2人。これ、どうしましょう。

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

ふだんから練習にしても発表会にしても、鳥栖市で活動してあることが実績として分かるような資料があれば、それはこの補助の対象ということで考えておりますけど。

竹下繁己委員

これ、トータル1日から始まるというようなことなんですけど、もうちょっと、あと何日間で――要綱ですね、募集要項等々は、非常に、慎重に精査して取り組まれたほうがいいという意見で終わります。

池田利幸委員

すみません、これ、申請書もあるって言われたんですよね。そいけん、ちょっと申請書と募集要項、募集要項もどっちみち、もう作ってないと始められないですよね。もうある程度のひな形は作ってあるんでしょうから、募集要項と申請書を後からでいいんで、ちょっと出してもらえないですか。

これ多分、今ここでこういう具合でもめていることは、市民の皆さんが相談に来たときにどうできるのか分かんないんで。

僕らも、市民の皆さんから聞かれたときに答えようがないんで、一回、申請書と募集要項を総括のときでいいんで、ちょっと出してもらえないですか。お願いします。

江副康成委員長

委員会に提出できますか。

山津和也文化芸術振興課長

いえ、今作成中ですので、今日中に出すことはちょっと難しいです。

池田利幸委員

すみません、僕が最初聞いたときは、申請書ないって課長言われたんですよね。

それで、樋口委員か成富副委員長が言われたときには、あると言われたんですよね。もう、その時点であるとないが、もともとあったんですよ。

だから僕、今聞いたんですよね。

僕のとときにはないって言って、ほかの人のときには申請書ありますって答えがもともと、この中で今あったんですよね。だから聞いたんで。

8月1日に、もう承認、ここで降りて、そうしたらやりますよって言うなら、この時点である程度のひな形はないと始められないはずなんですよね。市民の皆さんに説明ができないんですよね。

だから、出せない、でも近日中に僕らに出せる、始まる前に出せるように準備はしといてほしいなと思います。

江副康成委員長

よろしいですか。(発言する者あり)

ちょっと待って。今の、これに対して。

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

今、作成している物はあるんですけども、まだ起案とかを取ってありませんで、ちょっと表には出せない状況でございます。

江副康成委員長

ちょっと待って。(発言する者あり)

いやいや、今休憩じゃないですよ、やっていますよ、今。

それこそ、そういう案もいいけど、審査の対象として、こういう案をつくっていますという段階のやつというお断りで出してもいいんじゃないかと思うんですけど。(発言する者あり)
じゃあ、休憩します。

午後 2 時20分休憩



午後 2 時29分開会

江副康成委員長

再開します。

成富牧男委員

今、遅ればせながら、要綱案とこういう実際の様式もらったんですけど、一般的な話ですけどね、さっきのこども育成課、あそこは何かもう、まだ国もきちっと固まっとらんけん、よう分からんちゅう話ばってん。これ、さっき言いよんしゃったごと、独自のやつでしょう。

そうしたら、基本ここで、審査に出すときに、ここにかけるときに、やっぱこれは、当然出して、案やからどげん変わったっちゃよかつちゃけん、この話聞いて、より良いものにしていってもらわないかんけん。今からそういうのを基本原則としてもらいたいなと思います。

江副康成委員長

よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時30分休憩



午後 2 時38分開会

江副康成委員長

再開します。



スポーツ振興課

議案乙第17号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

江副康成委員長

次に、スポーツ振興課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

それでは、議案乙第17号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）中、スポーツ振興課関係分について御説明申し上げます。

まず、今回の補正予算につきましては、コロナ禍に伴うスポーツ活動再開支援事業として関連予算を計上させていただいております。

各予算項目の説明に入ります前に、このスポーツ活動再開支援事業について、主要事項説明書にて御説明を申し上げますので、主要事項説明書の13ページをお願いしたいと思います。

スポーツ活動再開支援事業についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ活動は、これまで中止や延期を余儀なくされ、自粛が続いておりましたが、7月からは、様々な制限の下、再開されており、今後は、安全対策を講じた活動が求められております。

鳥栖市においても、プロ、アマ問わず、多くの団体や個人がこれまでと同様の活動ができ

ない状況に置かれております。

特に、プロスポーツでは、入場制限により観客が減少し、コロナ禍での影響を最小限に抑えるとともに、安全で安定した大会開催等の対応が求められております。

そこで、今回のスポーツ活動再開支援事業により、スポーツ活動の場を安心安全な環境として確保し、スポーツをする人、見る人、支える人など、様々な方々にスポーツへの関心と熱意を盛り上げ、スポーツの力で地域の活力を取り戻すこととし、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、ここに記載のスポーツ活動機会の支援や、鳥栖市に拠点を置くプロスポーツチームへの支援、安心安全なスポーツ環境の確保などに取り組むこととし、全体事業費6,939万5,000円相当、歳出については4,189万5,000円、歳入2,750万円の減額の補正を計上させていただいております。

主な事業内容といたしましては、1つ目にスポーツ活動機会の支援として、市内スポーツ団体等が主催する大会等に要する体育施設使用料を全額免除し、日頃の練習の成果を発揮できるように、活動の場を無償で提供するものでございます。

また、陸上競技場を無料で開放し、運動の場を失っている方々に、ジョギングやウォーキングなどで体を動かす機会を提供することとしております。

2つ目に、本市に拠点を置くプロスポーツチームへの支援として、ホームゲームでコロナに負けないスポーツの力を鳥栖市から全国へ発信する事業を行い、コロナ禍でのホームゲームを安定して開催できるように支援するものでございます。

また、プロスポーツチームに対する活動の場の確保と、ホームゲームの安定的な開催支援という観点から、サガン鳥栖が使用する駅前不動産スタジアムや、北部グラウンド、クラブハウスの事務所使用料について、条例の範囲内で、施設使用料の一部を減免することとしております。

3つ目に、安全安心な環境の確保として、利用者の健康管理と、感染症拡大の未然防止の観点から、利用者が安心してスポーツ活動を行えるよう、体育施設に、非接触型のサーマルカメラやアルコール消毒台などを設置することとして、必要な経費を計上しているところでございます。

それでは、予算資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

それでは、歳入についてまず申し上げます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節2保健体育使用料につきましては、2,200万円の減額補正をしております。

スタジアムの使用料の減額につきましては、コロナ禍により、サガン鳥栖ホームゲームが

3月より中止となり、Jリーグはようやく7月から再開いたしましたけれども、ホームゲームでの入場者数は5,000人、もしくは施設収容人員の50%のいずれか少ないほうとする国の方針もあり、7月から再開した2試合までが、ホームゲームが無観客、その後のホームゲームは、8月10日までが5,000人、8月10日以降からは、収容人員50%——当施設では9,000人として行われることとなっております。

しかしながら、最近の全国でのコロナ感染症患者の急増によりまして、8月末までの観客の上限を5,000人とすることがJリーグより示されており、今期のホームゲームの再開は、大変深刻な打撃を受けていると思っております。

サガン鳥栖にとりましても、入場料収入は、スポンサー収入に次ぐ大きな収入減であり、今回の入場制限により、大幅な減収となることが確実と聞き及んでおります。

さらに、支出面では、コロナ対策による経費がかさむなど、かつて経験したことがない厳しい環境に立たされていると見ております。

また、コロナの影響により、経済活動の自粛等による景気の低迷から、スポンサー収入も減少しているとも聞き及んでおります。

当然、プロスポーツチームであることから、入場料収入やグッズ販売、スポンサー獲得などの収入源を確保するなどの自助努力が求められるところではございますが、新型コロナウイルス感染症という未曾有の外的要因によりまして、収入の減少は否めない状況であり、チーム活動や、ホームゲームの開催などの面において、大変厳しい状況となっているかと思っております。

そのようなことから、プロスポーツに対する活動の機会の確保、ホームゲームの安定開催につながる支援という観点から、サガン鳥栖に対して、条例の範囲内で、体育施設使用料などの一部を免除することとし、2,050万円の減額補正をしております。

免除する使用料につきましては、駅前不動産スタジアム及び北部グラウンドのグラウンド使用料、北部グラウンドにあるクラブハウス使用料、サガン・ドリームスの事務所使用料としております。対象期間を、2020シーズンが再開した7月から来年1月までの7カ月分としているところでございます。

なお、条例上減免できない夜間照明施設使用料や、スタジアム内の会議室などの使用料、電光掲示盤使用料、広告看板等の設置による特別使用料は、従来どおりお支払いいただくことといたしております。

また、市民体育館ほか4施設のそれぞれの減額につきましては、市内スポーツ団体及び市民のスポーツ活動を支援するため、市内スポーツ団体等が主催する主に土日に行われるスポーツ大会等の使用料を全額免除し、活動の場を無償提供することとし、それぞれの額を減額

補正しております。

なお、対象期間は、7月から来年の3月末までとしております。

次に、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のスタジアムネーミングライセンス料の減額につきましては、コロナ禍による影響で、本年3月より6月までの間、ホームゲームが中止されたことや、ネーミングライセンス取得企業の売上高が減少したことから、ホームゲーム中止期間のネーミングライセンス料についての減免の申入れがございました。

双方協議の結果、ホームゲーム中止期間の4か月分を半額減免することとしたものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節11需用費につきましては、スポーツ活動の再開支援に当たり、体育施設を安心安全な環境として確保するため、体育施設に、消毒用アルコールなどの設置に要する経費を計上しております。

次に、節13委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、主要事項説明書14ページを見て御説明を申し上げます。

本市は毎シーズン1回、サガン鳥栖ホームゲームにおいて冠試合となる鳥栖市民デーを実施しております。

しかしながら、本年2月29日に予定しておりました本市の冠試合、鳥栖市民デーが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったことから、今回改めて2020シーズンの再開に当たり、実施することとし、所要の経費を計上しております。

事業内容につきましては、マッチデー冠スポンサーや来場者へのおもてなし、市内装飾による応援機運の醸成などとなっております。

次に、予算資料4ページにお戻りください。

プロスポーツ活動支援委託料につきましては、コロナ禍で活動自粛が続いてきたものの、ようやく再開のめどがたち、7月からJリーグが再開し、10月からVリーグが開幕することになりました。しかしながら、様々な制限下での活動再開となっております。

これまでサガン鳥栖や久光スプリングスは、本市のシンボル、宝として、市民に夢や希望、活力を与えるなど、大きな役割を果たしてまいりました。

しかし、コロナ禍により、ホームゲーム開催においては、入場者数の制限による入場料収入の減少、経済活動の落ち込みによるスポンサー収入の減少、イベント時のコロナ対策の出費の増加など、ホームゲームの再開は、かつてない深刻な状況となっております。

このようなことから、今回、コロナ禍でのホームゲームの安定開催につながる支援を行う

こととし、ホームゲームでのスポンサー的な役割を担い、コロナに負けないスポーツの力を鳥栖市から全国に発信する広告物等の掲出などに要する経費として、主要事項説明書にも記載しておりますとおり、サガン鳥栖に対し3,000万円、久光スプリングスに対し550万円をそれぞれ計上しているところでございます。

次に、節18備品購入費につきましては、利用者が安心してスポーツ活動ができるよう、活動の場である体育施設を安心安全な環境として確保するため、非接触型のサーマルカメラの設置に要する経費を計上しております。

スタジアム、体育館、球場、陸上競技場には、非接触型で20人まで一斉に検温できるサーマルカメラをそれぞれ1台ずつ配置するものとしております。

また、ハンディタイプのサーマルカメラを庭球場や体育センター、相撲場、弓道場にそれぞれ1台、市民プールに2台を配置することとしております。

なお、運用につきましては、通常は施設入り口で管理人が必要に応じて検温をすることとしておりますが、スポーツイベント時には、大会主催者に貸出しをして、検温していただくことといたしております。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、まず、最後に説明いただいた非接触型体温計、あと、サーマルカメラ。これ、別々に説明いただきましたけど、合計で何台ずつ購入になるんですかね。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

20人用のサーマルカメラを4台、ハンディ型サーモメーターを6台で、10台でございます。

池田利幸委員

非接触型体温計は。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

すいません、それぞれ非接触型のサーマルカメラでございます。(発言する者あり)

備品では、非接触型のサーマルカメラを購入する。

池田利幸委員

体温計をかうって書いてあるやつは。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

すいません、消耗品費のほうで非接触型の体温計を10台購入するようしております。失

礼いたしました。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あと、(2)のところの鳥栖市に拠点を置くプロスポーツチームへの支援っていう部分の中の、ホームゲーム開催に伴う鳥栖市PR広告物の掲示等っていう部分、これはどういうものを出す予定なんですかね。

それで、これ、もう作ってあるんですかね。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

今回の計上してる予算につきましては、8月からということでございまして、今予定しておりますのは、常設看板を4枚程度設置をしたいと考えております。

それから、これまでコロナがなかった折には、ホームゲームの折に冊子でマッチデイプログラムっていうのを配っていたんですけども、今回コロナ禍によりまして、ウェブ配信をするシステムが導入されてまして、そのウェブ配信の中に鳥栖市をPRするページを起こしていただくということを、毎試合予定をさせていただいております。

それから、市内の各店舗とかホテルとか、いろんなところ、事業所等に置かれてあると思うんですけど、マンスリーポスターというのがございます。そこに鳥栖市のメッセージを加えたいということを、これ、毎月1回発行されております。

そういったものを、今予定しております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

いろんなところにやってもらえるってことですけど、これ常設看板4枚とか、デザインはスポーツ振興課がやるんですか。それとも委託っていうか、サガン・ドリームスでやってもらうとか、その辺、デザインって基本的に市でやると硬くなるんですよね。民間さんがやるほうが、基本的にやっぱり映えるものができるっていう気がするんですけど、その辺、デザインとかは、どこがやる予定になっているのか教えてもらえますか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

基本的には、メッセージ等については鳥栖市で今募集をしておりますので、それをベースに、今おっしゃられたような、ちょっとデザイン関係に委託するっていうのはちょっと、その経費が含まれてませんけれども、サガン・ドリームスさんのほうで、そういった常設看板等を設置される業者さん、持っていらっしゃいますので、そちらのほうと協議しながら、できるだけデザインがいい看板を設置をしていきたいと考えております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

先ほどの関連なんですけど、サガン鳥栖が3,000万円で久光スプリングスが550万円ということで、内容については先ほどおっしゃっていただいたんですが、この差っていうのはどういふところに出るのでしょうか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

差というと、大きな差はやっぱり収容人員の差っていうのが大きいかなと。

スタジアムに関して言うと2万4,000人の収容施設でございます。実際、今回5,000人から9,000人という規模になっておりますので——一概に収容人員に対するその割合ではないんですけれども。

久光スプリングスの場合、ホームゲームが佐賀県の総合体育館で開催されます。

通常は二千二、三百人入るといふことでございますけれども、今回50%の収容といふことで、恐らく1,000人を割るだろうといわれておまして、そういった収容人数の格差、それから試合数、サガン鳥栖でいふと今シーズン18試合、これから8月ですと14試合でございます、久光スプリングスの場合は、今回ホームゲーム、佐賀で4試合組まれてますので、そういったことを勘案しまして、この金額で設定させていただいております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

じゃあ、PR広告物の掲示等といふことなんですけど、具体的に広告物で、その看板がスプリングスのほうが少ないとか、ウェブ看板は少ないとか、そういうことで差が生まれるのか、それとも全体的な、先ほどおっしゃったみたいな配分があつてのこの金額の査定といふことですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

サガン鳥栖に対する支援額として、今回減免額2,050万円と今回のPR広告物の掲示委託料で3,000万円、5,000万円になっておりますので、サガン鳥栖に対しては5,000万円を運営チームと協議をして、この程度——この程度といふとおかしいんですけど、5,000万円を話をさせていただいたといふところもございます。

久光スプリングスに関して言いますと、今回、御承知かと思ひますけど、ネーミングも変わっております。

久光製薬スプリングスから久光スプリングスという形で、地域に根差した活動を行つていくといふことで、会社も新しく運営チームができて、プロチームとして今後進めていこうといふ、記念すべきといひましようか、出発の年でもございます。

そういった中で、今回ホームゲームにおいて、新たな取組としてスポンサーを募集されて、自主財源を確保してやっていこうという取組をされておりまして、その中で、マッチスポンサーとして5社、今回導入されようとしておりましたので、そちらのほうに鳥栖市のほうとして協力をするといいまいしょうか、話をさせていただいて、ぜひお願いしたいという話がありましたので、そういう形で今回スポンサーとして参画するものでございます。

牧瀬昭子委員

もう一つ、ウェブ看板ということで、これが収益源になり得るのではないかなと思うんですが、今、無料でされているんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

私の説明が悪かったと思うところありますけど、ウェブ看板じゃなくて、ウェブ上でマッチ、その試合のプログラムを出されておるんですよ、今まで、冊子で、紙媒体で。

それで、今回、直接配布するっていうのは非常にコロナの危険性が高いもんですから、ウェブで配信をしています。

サガン・ドリームスのホームページからマッチデープログラムっていうのが見れるようになっております。その中に、鳥栖市のホームページを入れますので、基本的に誰でも無料で見られるし、配信されております。自由に閲覧できるということでございますので、今までは来られた方にしかお配りしなかったんですけども、来られない方もウェブ配信の中で、ホームページの中で見ていただけるということになっております。そういう形でございます。

牧瀬昭子委員

これから、入場者数の制限とかもあると思うので、これまで来れなかった方、遠方で、見たかったけど見れなかった方とかに、放映とかはない部分、それを有料で観覧してもらおうかということで、収益源として、できれば鳥栖市のPRにもなったりするでしょうし、配信料の収入獲得、収入源になるのではないかなと思うんですが、その辺りはどうですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

試合の放映権に関しては、D A Z Nさんが持っていますので、基本的には試合についてはD A Z N、もしくはNHKが時々試合の放映がありますので、それで見させていただくのが原則でございます。

それで、サガン鳥栖の試合を一定時間見ていただくと、チームに後ほどその収益の一部が入ってくるようなシステムがありますので、できればD A Z Nを皆さん見ていただくとそういう手数料が入ってくるようなシステムとなっております。

成富牧男委員

すみません、ちょっとよう分かつらんもんで、教えてください。

13ページの主要事項説明の、今話になりよった事業内容の(2)のホームゲーム開催に伴う鳥栖市PR広告の掲示等です。

それぞれ、2つの団体についてということですけど、もう少し、具体的に経緯、例えば、掲示物っちゅうのは、鳥栖市として初めてしよると。

具体的に言うてもらったがいいんやけど、どういうやつを、スタジアムのどこら辺にどうするとか、今言われたような、それだけのPRではなくて、ほかのこういうことをPRとか、もう一度まとめて。すいません。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

サガン鳥栖のホームゲームで言いますと、バックスタンド、サイドスタンド、メインスタンドそれぞれ壁面に、常設看板という箇所があります。

今、ホームのバックスタンド側がちょっと多く入っております。Jリーグの試合においてはピッチ看板っていうので、Jリーグスポンサーがバックスタンドにいっぱい並べてあるんですけども。

スタジアムの壁面、バック側っていうのは空いているスペースがかなりあるので、そちらのほうに、今4枚ほどと申し上げましたけれども、例えば、鳥栖市のスローガン、これからも、選ばれ続ける鳥栖シティ！とか、そういう鳥栖市をPRするようなキャッチフレーズとか、そういったものを看板として掲示をしていこうというところが主な内容でございます。

同じく、久光スプリングスにおいても、今回新たな取り組みとしてバレーボールコートのエンドライン——サイドラインじゃなくて、後ろのエンドラインですけれども——両サイドに、LED看板というのを今度設けられまして、同じような看板を提出させていただくということが、大きな鳥栖のPR広告物の掲示ということになっております。

ほか、さっき言ったようにウェブ配信とか、そういったものです。

成富牧男委員

それでこれ、目的は新型コロナ云々って書いてあるったいね。

それで、取りあえずは、本年度だけの話。そこんところ。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

あくまで、今回、コロナ禍に伴う特別な措置として行うこととしております。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

主要事項の説明書、13ページお願いします。

目的について聞きたいんですけど、事業内容の中には、スポーツ愛好者、陸上競技場っていう関連も書いてあるので、目的の2行目のプロスポーツチームへの支援により鳥栖市を盛り上げていくっていうふうに書いてあるじゃないですか。

これに対して全然異論はないんですけど、せっかくやったら地域の宝であるプロスポーツチームをはじめ、その市内のスポーツ関係者とか、何かこの目的だとプロスポーツチームだけ支援するごたっ感じに見受けられるけん。

せっかくやったら、今回の議案で通って、表面に出すときは、そういうアピールの仕方のほうがイメージがいいんじゃないかなっていう、いらん世話になるかもしれないんですけど、どうでしょうか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

すいません、表現にちょっと不手際があったこと申し訳ございません。

我々としては、今、樋口委員おっしゃったようなことを考えて、想定してこの事業は行っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。ぜひそういうふうにしていただければありがたいと思います。

すいません、そして、ずれたついでにもうちょっとだけ、ちょっとずれることを御理解いただきたいんですけど、これ、プロチームをはじめ、スポーツの施設であったりそういうところの免除とかで、いろいろ支援をしていただけるということの議案なんですけど、この目的の、新型コロナウイルス感染症の影響っていうのは、もちろんプロスポーツチーム、これ地域の宝として、絶対支援しないとイケないかなっていうふうには個人的に思うんですけど。

子供たちから大人まで見たときに、ちょっと例に出すと、子供たちでもいいんですけど、鳥栖市に拠点を置いて活動をしているスポーツクラブ、いろいろあると思うんですけど、文化団体とかにも——ちょっと項目違うんですけど、何らかの支援をっていう形であるので、個人の愛好者向けには具体的に書いてあるんですけど、そのスポーツ団体も、例えば、収入、毎年行っている収入源ですね。

その活動で、例えば物品販売であったり、ごみ拾いであったり、いろんなことをしながら未来のプロスポーツにつながる子供たちの育成に頑張られていると思うんで。

そっちの、例えばですけど、鳥栖市の子供たちのいろんなスポーツの団体が200チームあるんやったら、何らかの支援をすると、スポーツ宣言都市としての、鳥栖市はもっとイメージがいいのかなと思うので。

極端な話、文化団体さんは、例えば1団体5万円で500万円っていう補正、上がったんですけど。

仮に、子供たちのスポーツチームが200チームあるんやったら、そこに5,000円、1万円でもその活動補助金みたいなのがどっかにあれば、鳥栖市で頑張る未来のプロスポーツになるかもしれない子供たちが頑張るのかなと思ったんですけど。そういった考えとかは全然ないですか。

すいません、ついでに教えていただければ。考え方でいいです。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

今、御提案があった件に関して申し上げますと、ちょっとそこまでは考えておりません。

今回、考えてなかったんですけども、実際、大会をする際、やっぱり参加料を取られたりとかして運営費を賄ってあると思います——いろんな団体の方ですね。今回、施設使用料を免除することによって、参加料等が還元できればなど。それを払わなくていいとかで。

逆に、今まで使っていたお金が別の費用に充てられるという観点で、こういう形を取らせてもらってますので、間接的な支援ということで、直接的な支援じゃないというのが今回のやり方でございます。

そういうやり方もあるのかなと一つは思いますけれども、今回こういう支援の仕方をちょっとやっております。

すいませんけど、よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員

じゃあ、間接的支援ということで、本当、分かりますんで、直接的支援っていうのも検討の中には入れながら、すぐやるのは、これ完全に別項目になるんで難しいでしょうけど、ぜひ前向きに検討いただければなあと要望を申し上げて、質問を終わります。

成富牧男委員

要望ですけど、今言われた事業ですけど、これも当然、さっきの文化会館のやつで出たけど、要綱かなんかつくられるんですか。

例えば目的、今言われたように、目的は、こうこうこういう目的ですんだとか。

それに伴って、当然、実施要綱っていうか、要領っていうか、要綱みたいなのは当然必要だと思うんですね。

そうせんと、最初の目的から少しずれたり、よかれと思ってずれたりとか、いろいろあると思いますので。こういうのはやはり、ちゃんと方針めいたやつはつくられた上でやるべきだと思います。

もし、よかったら答弁を。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

ちょっと回答がずれるかもしれませんが、これ、補助金要綱ではございませんので、

そういう基本的な方針については、議決後にしっかり起案をして、上まで決裁を取りたいと、方針について明確に取っていききたいと。それを基本として、進めていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

すみません、要望と言いながら。

それで、これはさっきと同じ、部長に申し上げたいのは、できれば——できればですよ、この予算の中身の審議と同時に、そういう方針でもいいですので、案、もしくは案の案でもいいですから、そういうやつを併せてここで、審査のここに、テーブルの上に出していただけたらなど。今後のこと、そう思います。

藤田昌隆委員

今回、プロスポーツということで、サガン鳥栖と久光スプリングス、県からも多大なる補助、また今回、市、補助を頂きましたけど、1つはさっきも出たんですが、ただコロナウイルス対策のみだけでなく、サガン鳥栖と違って久光スプリングスは、新しい団体とか会社を設立して、今からなんですよ。

それで、今までの試合も佐賀総合体育館で、年末に2回ぐらいで、まだまだ鳥栖との接点が非常に薄いと。これからなんですよ、本格的にやっていくのは。

それで、昨日も実は新聞に載っていましたが、合宿ということで、市のほうに御挨拶に参ったんですが、この施設使用料っていう点で、久光スプリングスは佐賀市のほうで練習も試合もやってますし。

今回は教室を開いて、あれはできませんけど、こういった合宿等も応援の対象にはなるんですかね。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長

昨年、市民体育館を使ってファン感謝デーっていうのをやってもらっています。

実際、合宿は、基山町とか嬉野市さんとか、佐賀市さんとかいろんなところでやられていまして、その際、いろんな施設使用料どうされてますかということを確認しております。

基本的には、国体チームでございますので、国体に決まれば、基本的には練習するという事で、全額免除する自治体が多かったです。

ということと、あと、佐賀県のスポーツコミッションのほうもサポートをしてありまして、そういった施設使用料の支援もなされております。

鳥栖市は、先ほど御紹介しましたがけれども、感謝デーにつきましても、一定の配慮をさせていただきます。

藤田昌隆委員

今までの流れからいったら、例えば鳥栖で、あそこの体育館で何かしようと思っても、できないということで、久留米の体育館を借りたり、基山の体育館を借りたり、要するに市外ですから非常に高い、クーラー代とか払ってしていたんですよね。

そういう中で、今回コロナということで、非常にスタートダッシュとしては最悪のパターンではあるんですよね。

ですから、今までバレーボール教室を開いてどうのこうのもちよっとできませんけど、ぜひその辺も含めて、御援助をお願いしたいと強く思っております。

それで、来年も、できたら継続して、今まで以上の御支援をよろしくお願いします。

以上です。

江副康成委員長

じゃあ、意見要望ということでよろしいですね。

竹下繁己委員

スポーツ活動再開支援事業についてということで、今回、文化活動の再開、補助金もありましたけれども、鳥栖市としては、文化会館や市内のスポーツ施設を使って活動を再開してくださいということで、後押しをしていこうということだと思んですが、今回、この国庫支出金等々を使って安全な環境で活動する機会を確保するということですが、このサーマルカメラとかアルコール消毒を入れて、もう安全ですよ、料金を減免します、免除しますという姿勢を今、出していますよね。だったら、この年度内は閉鎖とかしないっていうことでいいですか。

もう安全だ、やってくださいと、今年度の、これから先――委員会が始まる前にあんまりよくないニュースも入ってきていますけれども、今後、そういったのが、第2波とかが来たって、このスポーツ施設は安全な環境ですから、皆さん活動を再開してくださいというところでよろしいですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

基本的に、様々な安全のための設備を今回予算でお願いしておりますので、国による緊急事態宣言等がない限りは、施設については使用の閉鎖というものは、現時点で考えてはおりません。

感染の拡大の状況によっては、そう判断せざるを得ないことがあるかもしれませんが、今回はあくまでも開館をするための予算をお願いしておりますので、基本的にはその姿勢でまいりたいと考えております。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成 印

